

2 高福第 3 6 2 号
令和 2 年 5 月 2 8 日

各高齢者施設等管理者様

愛知県福祉局高齢福祉課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染防止の継続等について
(依頼)

高齢者施設等管理者の皆様におかれましては、これまで感染拡大防止対策を講じながら、事業を継続していただき感謝申し上げます。

本県では、5月31日までとしていた県独自の「愛知県緊急事態宣言」を5月26日に解除しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の恐れが完全になくなったわけではありません。特に感染した場合の重症化リスクが高い高齢者の方々の支援を担っていただいている高齢者施設におかれましては、引き続き感染拡大の防止を図っていただくことが必要となります。

つきましては、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」及び令和2年4月24日付け事務連絡「介護サービス事業所によるサービス継続について」に基づき、引き続き感染防止に努めていただくようお願いいたします。

今後、万が一、利用者・職員に感染者が発生した場合においては、これまでと同様に感染者に接触した方の特定や関係機関への連絡等を速やかに行う必要がありますので、着実に実施できるよう現在の初動体制を維持するなど、適切に対応していただくようお願いいたします。

なお、感染者が判明したり、PCR検査の受検が決まったなどの場合には、速やかに高齢福祉課まで報告していただきますようお願いいたします。

また、6月、7月の土曜・休日につきましては、福祉総務課まで（午前9時から午後5時までは電話[052-954-6257]、午後5時から翌日の午前9時まではメール[fukushi-corona-houkoku@pref.aichi.lg.jp]により）連絡をお願いいたします。

担 当 施設グループ
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 8 7
担 当 介護保険指定・指導グループ
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 8 9